

駐車場等に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成16年福井県条例第18号）第20条第1項の規定に基づき、犯罪の防止に配慮した駐車場、道路、公園および公衆便所（以下「駐車場等」という。）に関する指針を定めることにより、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する駐車場等の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、不特定かつ多数の者が利用する駐車場等を対象とする。
- (2) この指針は、駐車場等に関し、防犯性の向上に係る企画、設計および施設整備上配慮すべき事項や具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、または規制を課すものではない。
- (3) この指針に基づく施策の推進にあたっては、駐車場等における犯罪の発生状況、地域住民等の意見等を考慮して、整備するよう努める。
- (4) この指針の適用にあたっては、一律的に適用するものではなく、関係法令、建設計画上の制約等を考慮するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 駐車場等に関する指針

1 駐車場

- (1) 外周に見通しの良いフェンス、柵等を設置して、周囲と区分する。
- (2) 見通しが悪く、死角となる箇所にミラー等を設置して、見通しを確保する。
- (3) 管理者等が常駐し、もしくは巡回し、または防犯設備を設置する。
- (4) 人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保する。
- (5) 出入口は、自動ゲート管理システム等を設置し、または管理人を配置し、車両の出入りを管理する。
- (6) チェーン用バーラックの設置等、盗難の防止に有効な措置を講ずる。

2 道路

- (1) 交通安全施設、植栽、工事用看板等の種類や配置を考慮して、道路上の見通しを確保する。
- (2) 防犯灯および道路照明灯を設置し、または管理する者は、光害等を考慮し、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。
- (3) 必要に応じて、ガードレールや横断防止柵等を用いて、車道と歩道を分離する。
- (4) 防犯上必要と認める箇所には、防犯ベル、緊急通報装置等（注2）を設置する。

3 公園

- (1) 植栽の種類や配置を考慮するとともに、下枝のせん定等を行い、周辺からの見通しを確保する。
- (2) 遊具の選定や配置を考慮して、周辺からの見通しを確保する。
- (3) 夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。
- (4) 防犯上必要と認める箇所には、防犯ベル等を設置する。

4 公衆便所

- (1) 道路から近い場所に設置する等、周辺からの見通しを確保する。
- (2) 建物の出入口付近および内部は、人の顔および行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）を確保する。
- (3) 建物内の個室は、外部からのぞき見および窃取されない構造とする。
- (4) 防犯上必要と認める箇所には、防犯ベル等を設置する。

5 設置物、設備等の整備および維持管理

- (1) 防犯ベル等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備する。
- (2) 植栽について、定期的なせん定または伐採を行い、繁りすぎにより死角となる箇所の発生を防ぐ。
- (3) 照明設備について、適正な照度を確保しているかを定期的に点検整備する。

(注1)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面または地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。

(注2)「緊急通報装置等」とは、緊急通報付防犯灯システム（いわゆる「スーパー防犯灯」）および子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベルおよび通報者撮影カメラが作動し、警察官と画像および音声による通話ができる装置をいう。

(注3)「人の顔および行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね50ルクス以上）をいう。